



この一票、私にできる、意思表示

第25回 参議院議員通常選挙

投票日

7月21日



明るい選挙の
イメージキャラクター
「選挙のめいすいくん」

期日前投票期間

◎期日前投票所情報はQRコードから

7月5日(金)～20日(土)

鳥取



島根



鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会



明るい選挙のイメージキャラクター「選挙のめいすいくん」

投票日

7月21日

投票時間

午前7時から

(投票の終了時刻は、お住まいの市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。)

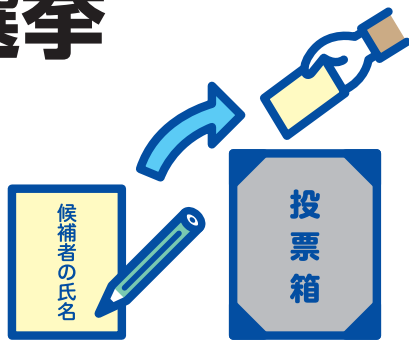
参議院では3年ごとに定数248人の半数が改選されます。改選は全国に設けられた45の選挙区を単位として代表者を選ぶ選挙区選挙(改選数74人)と、全国の区域を単位として政党等又は候補者の総得票数に応じて議席を割り当てる比例代表選挙(改選数50人)という2つの選挙により行われます。

投票用紙は2種類です

選挙区選挙

候補者の氏名を書いてください。

【当選人の決定】
得票の多い順に当選になります。



比例代表選挙

候補者の氏名 又は 政党等名を書いてください。

【当選人の決定】

- (1)各政党等の総得票数に比例して政党等ごとの当選人の数が決まります。
- (2)優先的に当選となるべき候補者(特定枠の候補者)があるときは、その候補者が当選となります。
- (3)その他の名簿登載者については、その得票数の多い順に当選が決まります。



選挙の当日、投票所に行けない人は？

期日前投票制度

投票日(7月21日)に仕事や旅行、冠婚葬祭などの用事で投票所に行けない方は、選挙人名簿に登録されている市町村の期日前投票所で投票日前でも投票することができます。

仕事を休まなくても大丈夫。



●期日前投票ができる期間と時間

7月5日(金)～7月20日(土)

受付時間/午前8:30～午後8:00(土曜日・日曜日受け付けています。)

※一部の期日前投票所では投票できる期間や時間が異なる場合があります。

不在者投票制度

長期出張でも大丈夫。



■次の方は不在者投票ができます。

- 選挙期間中、選挙人名簿登録地以外の市町村に滞在している方(事前に手続きが必要です。)

老人ホームに入所中でも大丈夫。



- 不在者投票ができる施設として指定を受けている病院や老人ホームに入院 又は入所している方(病院長や老人ホームの長に申し出てください。)

- 身体障害者手帳 又は 戦傷病者手帳をお持ちで法令で定める重度の障がいがある方、介護保険の被保険者証に要介護5の記載がある方(郵便などによる不在者投票ができます。)

選挙制度について

年齢が18歳と19歳の方も、投票できます。

平成27年6月の公職選挙法改正により、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられました。

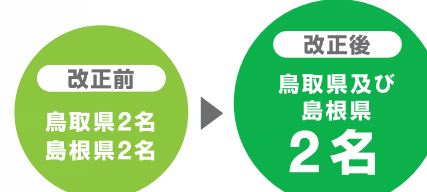
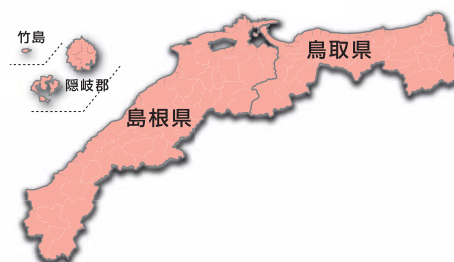
引越し後間もない方も、投票できます。

転出前の旧住所地では住民基本台帳に3ヶ月以上記録されていたが選挙人名簿には登録されていなかった方で、転出後の新住所地でも住民基本台帳に3ヶ月以上記録されておらず選挙人名簿に未登録の方は、転出後4ヶ月間は旧住所地で選挙人名簿に登録され、上記の期日前投票や不在者投票も行えます。



今回の参議院選挙区選挙も鳥取県と島根県を一つの選挙区として行われます。

選挙区選挙の定数は、合区により鳥取県と島根県を通じて定数は2名とされています。3年ごとに定数の半数ずつが改選されますので、今回の選挙では鳥取県及び島根県選挙区から1名選出します。



■特定枠制度が導入されます。

- 今回の選挙から比例代表選挙では、政党等が候補者とする者のうち一部の者について優先的に当選となるべき候補者の氏名と順位を名簿に区分記載することができる(特定枠)制度が導入されました。
- 「優先的に当選となるべき候補者」として名簿に記載されている候補者に対する投票は、その名簿を届け出た政党等への投票として扱われます。

詳しくは、お住まいの市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

選挙に関する情報をインターネットでも提供しています。

選挙は、私たち国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会です。選挙を通してよりよい暮らしや社会づくりに参加しましょう。



鳥取県選挙管理委員会



島根県選挙管理委員会